



鳥取県公報

平成17年8月19日(金)
号外第123号

毎週火・金曜日発行

目次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (30) (給与課) ... 1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則 (31) (〃) 2
	調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (32) (〃) 4
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を 改正する規則 (33) (〃) 4

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第30号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則 (昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組	織	職	区分	組	織	職	区分
知事の事務部局	本 庁	略	3 種	知事の事務部局	本 庁	略	3 種
		課長（衛生環境研究所、産業技術センター及び農業大学の課長を除く。） 消防防災航空室の室長 県民室の室長 自治研修所の所長及び次長 福利厚生室の室長 協働推進室の室長 文化観光局の副局長 国内交流推進室の室長 衛生環境研究所の所長及び次長 産業技術センターのセンター長、次長、室長及び所長 農業大学の校長、次長及び部長 市瀬地区生活安定推進室の室長 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出納室の室長				課長（衛生環境研究所、産業技術センター及び農業大学の課長を除く。） 消防防災航空室の室長 県民室の室長 自治研修所の所長及び次長 福利厚生室の室長 協働推進室の室長 国内交流推進室の室長 衛生環境研究所の所長及び次長 産業技術センターのセンター長、次長、室長及び所長 農業大学の校長、次長及び部長 市瀬地区生活安定推進室の室長 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出納室の室長	

		集中化推進室の室長		
		工事検査室の室長		
		略		
地方機関	略			
	大阪事務所	所長 (人事委員会が承認した ものに限る。)	1	種
		所長	2	種
		次長	3	種
	名古屋事務所	所長 (人事委員会が承認した ものに限る。)	2	種
		所長	3	種
略				
略				

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機 関	職 員		機 関	職 員	
略			略		
知事 の事 務部 局	本 庁	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災 監 次長 参事監 局長 所長（産業技術センター の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学校 の課長を除く。） 室長（防災危機管理課情報シス テム管理室、衛生環境研究所及び産業技術センター の室長を除く。） <u>副局長</u> センター長 校長 参 事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務 に関する事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推 進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副 主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革 推進担当の副主幹に限る。） 監察員 職員課人材 活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担 当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事 務を行う職員に限る。） 職員課給与管理室室員 （主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う 室員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職	知事 の事 務部 局	本 庁	部長（農業大学校の部長を除く。） 理事監 防災 監 次長 参事監 局長 所長（産業技術センター の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学校 の課長を除く。） 室長（防災危機管理課情報シス テム管理室、衛生環境研究所及び産業技術センター の室長を除く。） センター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹（庶務に関する 事務を行う主幹及び行政経営推進課改革推進担当の 主幹に限る。） 財政課主計員 企画員 主任監察 員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職 員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当 の副主幹に限る。） 監察員 職員課人材活用担当 の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務 を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の職員 （主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う 職員に限る。） 職員課給与管理室室員（主幹及び 副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職員（主幹及び副

	員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）		主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）
略		略	
大阪事務所	所長 次長 課長	大阪事務所	所長 次長 課長
名古屋事務所	所長		
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年8月19日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第32号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

機関	大阪事務所							課 長	課 長	次 長	長		所 長	所 長	長
	名古屋事務所									所 長	所 長				
略															
備考 略															

機関	大阪事務所								課 長	課 長	次 長	長		所 長	所 長	長
	名古屋事務所										所 長	所 長				
略																
備考 略																

附 則

この規則は、平成17年 9月 1日から施行する。

